

別表第一の二見出し中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に改め、イの項中「イ 水道局給料表(一) 級別標準職務表」を「イ 水道局給料表(一) 等級別基準職務表」に、同項第一号中「部の長、担当部長又はこれらと同等と認められる」を「部長の」に改め、同項第二号中「又は営業所等の長」を削り、同項第五号中「係員」を「主事」に改め、ロの項中「ロ 水道局給料表(二) 級別標準職務表」を「ロ 水道局給料表(二) 等級別基準職務表」に改め、同項第三号中「二級又は三級に属さない職員」を「技能主事」に改める。

別表第二 六の項中「場合」の下に「(元気を回復し、相互の緊密度を高め、勤務能率の増進に資する目的をもって職員の所属が主催する行事に参加する場合を除く。)」を加える。

別表第七の二職の欄中「部の長、担当部長又はこれらと同等と認められる」を「部長の」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の規定は、平成二十八年一月一日から、第七条第二項、別表第一の二及び附則第五項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)別表第一並びに次項、附則第四項、第六項及び第七項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(平成二十七年四月一日からこの規程の施行の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整)

3 平成二十七年四月一日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、この規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整)

4 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(等級別基準職務表に定める基準となる職務の特例)

5 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成二十年東京都水道局管理規程第五号) 附則第五項によりなお従前の例によることとされた者の属する平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)以後における職務の級は、切替日の前日においてその者が属する職務の級に対応する切替日における改正後の規程第七条第二項に規定する等級別基準職務表職務の級の欄に定める職務の級とする。

(給与の内払)

6 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

●東京都水道局管理規程第五十六号

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十七年十二月二十四日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の期末手当に関する規程(昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「課長若しくは営業所等の長の職又はこれらに相当する」を「課長の職務の」に改める。

第七条第二項第二号中「課長若しくは営業所等の長の職若しくはこれらに相当する」を「課長の職務の」に改め、同項第三号中「課長代理」の下に「の職務」を加え、同項第四号中「課長代理」の下に「の職務」を加え、「担任技能長の職若しくはこれに相当する職」を「担任技能長の職務の職」に改め、同項第五号中「主任」の下に「の職務」を、「技能主任」の下に「の職務」を加える。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第五十七号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都水道局長 醍 勇 司

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に、「課長若しくは営業所等の長の職又はこれらに相当する」を「課長の職務の」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。

第四条の四第一項第一号中「一万分の八千十」を「一万分の八千四百五十五」に、「一万分の一万百五十二」を「一万分の一万七百十六」に改め、同項第二号中「一万分の一万六千」を「一万分の一万七千」に改め、同項第三号中「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第四号中「一万分の七千九百九十一」を「一万分の八千三百三十一」に、「一万分の一万二千五百」を「一万分の一万三千五百」に改め、同項第五号中「一万分の七千三百七十九」を「一万分の八千三百十九」に、「一万分の

一万一千」を「一万分の一万二千」に改め、同項第六号中「一万分の四千二百七十五」を「一万分の四千七百二十五」に、「一万分の六千」を「一万分の七千」に改め、同項第七号中「一万分の三千三百八十四」を「一万分の三千八百五十四」に、「一万分の四千五百」を「一万分の五千五百」に改め、同項第八号中「一万分の三千四百七十八」を「一万分の三千九百四十八」に、「一万分の四千」を「一万分の五千」に改める。

附則

別表第一職員の欄中「職務の級が三級である職員」の項を削り、「課長代理の職務に従事する職員」を「課長代理の職務の職にあるもの」に改め、「担任技能長と同等と認められる職務に従事する職員」を「担任技能長の職務の職にあるもの」に改める。

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一号(「課長若しくは営業所等の長の職又はこれらに相当する」を「課長の職務の」に改める部分に限る。)及び別表第一(「職務の級が三級である職員」の項を削る部分を除く。)の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第三条、第四条の四、次項及び附則第四項の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

(特例措置)

3 平成二十七年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の規程第三条の規定の適用については、同条第一号中「百分の八十五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の百十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百二十」と、同条第二号中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十五」と、同条第三号中「百分の四十」とあるのは「百分の四十二・五」と、「百分の五十」とあるのは「百分の五十二・五」とする。

(内払)

4 この規程による改正前の東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の規定に基づき平成二十七年十二月に職員に支払われた勤勉手当は、改正後の規程に基づく勤勉手当の内払とみなす。

●東京都水道局管理規程第五十八号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「別表イ、ロ、ハ、ニ、ホ又はヘ」を「別表イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ又はト」に改める。

別表への表中「平成二十七年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の調整額期間における職員の区分についての表」に改め、同表第一号区分の項第一号中「以後適用されている」を「から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表第二号区分の項から指定七号区分の項までの規定中「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表の次に次のように加える。

ト 平成二十八年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表

第一号区分	<p>一 平成二十八年四月一日以後適用されている東京都水道局職員の給与に関する規程(以下「平成二十八年四月以後の給与規程」という。)の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつて、同規程の水道局給料表(一)等級別基準職務表五級の項に規定する部長の職務にあつたもの</p> <p>二 東京都水道局職員の給与に関する規程の水道局給料表(三)の五号給から七号給までの給料月額を受けていた者又は同規程第八条の三第四項の適用を受けていたもの</p>
第二号区分	<p>一 平成二十八年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつたもの(第一号区分の項第一号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十八年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて、同規程の水</p>

第三号区分	<p>水道局給料表(一)等級別基準職務表四級の項に規定する課長の職務にあつたもの</p> <p>三 東京都水道局職員の給与に関する規程の水道局給料表(三)の四号給以下の給料月額を受けていたもの</p>
第四号区分	<p>一 平成二十八年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十八年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもののうち、東京都水道局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第九号)第三条により統括課長代理に認定されたもの</p>
第五号区分	<p>一 平成二十八年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第一号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十八年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて、同規程の水道局給料表(一)等級別基準職務表二級の項に規定する主任の職務にあつたもの</p> <p>三 平成二十八年四月以後の給与規程の水道局給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第三号に該当するものを除く。)</p> <p>四 平成二十八年四月以後の給与規程の水道局給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて、同規程の水道局給料表(二)等級別基準職務表三級の項に規定する技能主任の職務にあつたもの</p> <p>五 平成二十八年四月以後の給与規程の水道局給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて、同規程の水道局給料表(二)等級別基準職務表二級の項に規定する技能主任の職務にあつたもの</p>

●東京都水道局管理規程第五十九号

第六号区分	一 平成二十八年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であったもの(第五号区分の項第二号に該当するものを除く。 二 平成二十八年四月以後の給与規程の水道局給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級、二級又は一級であったもの(第五号区分の項第三号から第五号までに該当するものを除く。)
指定一号区	平成二十八年四月以後の給与規程第八条の二第一項の規定により同月一日以後準用されている職員の給与に関する条例(以下「平成二十八年四月以後の給与条例」という。)別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定二号区	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定三号区	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定四号区	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定五号区	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定六号区	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定七号区	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者

附 則
この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第四十二号

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則

別表第一件名、部長決定及び課長決定の欄中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報」を加える。

東京都水道局長 醍醐 勇 司

平成二十七年十二月二十四日

東京都下水道局処務規程(昭和二十七年東京都下水道局訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

局 内 一 般
各 事 業 所

●東京都水道局訓令第十二号

訓 令 (水)

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則

第五条に規定する「開示手数料」を加える。

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十七年十二月二十四日
東京都水道局長 醍醐 勇 司
東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都下水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。
第二条の四第四項中「及び東京都個人情報保護に関する条例」を「、東京都個人情報の保護に関する条例」に改め、「第二十二条に規定する開示手数料」の下に「及び東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第四百一十一号)第四十条に規定する開示手数料」を加える。

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表局長の欄第二十六号、同表部長の欄第二十号及び同表課長の欄第十四号中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報」を加える。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第四十三号

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局文書管理規程(平成十六年東京都下水道局管理規程第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「とき」の下に「、又は東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第四百十一号)第二十八条第一項の規定に基づき当該秘密文書に記録された保有特定個人情報を開示する旨の決定があったとき」を加える。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第四十四号

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局電子情報処理規程(平成十九年東京都下水道局管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「平成二年東京都条例第百十三号」の下に「及び東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号)」を加える。

第二十六条第一号中「個人情報」の下に「及び特定個人情報」を加える。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第四十五号

東京都下水道局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年東京都下水道局管理規程第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第四十六号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「標準的な」を削り、「下水道局企業職給料表級別標準職務表」を

「下水道局企業職給料表等級別基準職務表」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第9条、第9条の2関係)

イ 下水道局企業職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	140,300	198,500	224,800	284,000	494,000
	2	141,300	200,400	226,700	286,400	508,900
	3	142,400	202,300	228,600	288,800	517,800
	4	143,500	204,200	230,500	291,100	526,700
	5	144,600	206,100	232,500	293,400	
	6	145,700	208,000	234,400	295,800	
	7	146,800	209,800	236,300	298,200	
	8	147,900	211,700	238,300	300,500	
	9	148,900	213,700	240,300	302,900	
	10	149,900	215,600	242,300	305,400	
	11	151,000	217,400	244,300	307,800	
	12	152,100	219,300	246,300	310,300	
	13	153,200	221,300	248,300	312,700	
	14	154,500	223,200	250,400	315,200	
	15	155,800	225,000	252,500	317,700	
	16	157,100	226,900	254,600	320,100	
	17	158,500	228,900	256,800	322,600	
	18	160,700	230,800	259,000	325,200	
	19	162,900	232,600	261,200	327,900	
	20	165,200	234,500	263,400	330,500	
	21	167,500	236,500	265,600	333,100	
	22	169,400	238,400	267,800	335,800	
	23	171,300	240,200	270,000	338,500	
	24	173,200	242,100	272,200	341,200	
	25	175,100	244,100	274,500	343,900	
	26	177,100	246,000	276,800	346,600	
	27	179,100	247,800	279,100	349,300	
	28	181,100	249,700	281,400	352,100	
29	183,100	251,700	283,700	354,900		

30	185,100	253,800	286,000	357,900
31	187,200	255,800	288,400	360,800
32	189,300	257,900	290,700	363,700
33	191,500	259,900	293,000	366,700
34	193,600	261,800	295,400	369,600
35	195,600	263,700	297,800	372,400
36	197,600	265,600	300,100	375,200
37	199,600	267,400	302,500	377,800
38	201,500	269,200	304,900	380,400
39	203,300	271,000	307,300	382,800
40	205,000	272,900	309,800	385,300
41	206,800	274,700	312,200	387,800
42	208,600	276,600	314,600	390,200
43	210,400	278,400	317,100	392,600
44	212,100	280,200	319,500	395,000
45	213,800	282,000	322,000	397,500
46	215,600	283,800	324,500	399,900
47	217,300	285,600	327,000	402,200
48	219,000	287,400	329,600	404,500
49	220,700	289,200	332,200	406,900
50	222,400	291,000	334,900	409,300
51	224,100	292,800	337,600	411,600
52	225,800	294,600	340,300	413,800
53	227,400	296,400	343,000	415,900
54	229,100	298,200	345,600	417,900
55	230,800	300,000	348,100	420,000
56	232,500	301,700	350,500	422,000
57	234,100	303,400	352,800	423,900
58	235,700	305,100	355,100	425,800
59	237,400	306,800	357,300	427,600
60	239,000	308,500	359,400	429,400
61	240,600	310,200	361,400	431,200
62	242,200	311,800	363,400	432,700
63	243,900	313,500	365,400	433,800
64	245,500	315,100	367,300	434,700

65	247, 100	316, 600	369, 200	435, 600
66	248, 800	318, 200	371, 000	436, 400
67	250, 400	319, 700	372, 700	437, 100
68	252, 000	321, 300	374, 300	437, 800
69	253, 600	322, 800	375, 900	438, 500
70	255, 300	324, 300	377, 000	439, 200
71	256, 900	325, 700	378, 100	439, 900
72	258, 500	327, 100	379, 000	440, 600
73	260, 100	328, 600	379, 900	441, 300
74	261, 700	330, 100	380, 800	442, 000
75	263, 400	331, 500	381, 700	442, 700
76	265, 000	332, 900	382, 500	443, 300
77	266, 600	334, 200	383, 300	443, 900
78	268, 200	335, 500	384, 100	444, 600
79	269, 800	336, 700	384, 900	445, 200
80	271, 300	337, 800	385, 700	445, 800
81	272, 800	338, 800	386, 500	446, 400
82	274, 400	339, 800	387, 200	447, 000
83	275, 900	340, 800	387, 900	447, 600
84	277, 400	341, 700	388, 500	448, 200
85	278, 900	342, 500	389, 100	448, 800
86	280, 500	343, 400	389, 700	449, 400
87	282, 000	344, 100	390, 300	450, 000
88	283, 500	344, 800	390, 900	450, 500
89	285, 000	345, 500	391, 500	451, 000
90	286, 400	346, 100	392, 100	451, 600
91	287, 900	346, 600	392, 700	452, 100
92	289, 400	347, 000	393, 200	452, 600
93	290, 800	347, 500	393, 700	453, 100
94	292, 200	348, 000	394, 300	453, 600
95	293, 600	348, 500	394, 800	454, 100
96	295, 000	349, 000	395, 300	454, 600
97	296, 400	349, 400	395, 800	455, 000
98	297, 700	349, 900	396, 300	

99	298,900	350,300	396,800
100	300,200	350,800	397,300
101	301,400	351,300	397,800
102	302,600	351,700	398,300
103	303,800	352,200	398,800
104	304,900	352,700	399,300
105	306,000	353,100	399,700
106	306,900	353,500	400,200
107	307,800	353,900	400,700
108	308,700	354,300	401,100
109	309,500	354,700	401,500
110	310,200	355,100	402,000
111	310,900	355,500	402,500
112	311,600	355,900	402,900
113	312,300	356,300	403,300
114	312,700	356,700	403,800
115	313,200	357,100	404,300
116	313,700	357,500	404,700
117	314,100	357,900	405,100
118	314,500	358,300	405,600
119	314,800	358,700	406,000
120	315,100	359,100	406,400
121	315,400	359,500	406,800
122	315,800	359,800	407,300
123	316,100	360,200	407,700
124	316,400	360,600	408,100
125	316,700	361,000	408,500
126	317,100	361,300	409,000
127	317,400	361,700	409,400
128	317,700	362,100	409,800
129	318,000	362,500	410,200
130	318,400		410,700
131	318,700		411,100
132	319,000		411,500

	133	319,300		411,900		
	134	319,700		412,300		
	135	320,000		412,700		
	136	320,300		413,100		
	137	320,600		413,500		
	138	320,900		413,900		
	139	321,300		414,300		
	140	321,600		414,700		
	141	321,900		415,100		
	142	322,200				
	143	322,500				
	144	322,800				
	145	323,100				
	146	323,400				
	147	323,700				
	148	324,000				
	149	324,300				
	150	324,600				
	151	324,900				
	152	325,200				
	153	325,500				
再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

備考1 この表は、事務及び技術の職務に従事する職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、第13条第1号の規定に基づき、下水道局企業職初任給基準表（別表第3）の試験（選考）欄の「Ⅱ類」の区分を適用してその受ける号給を決定された者の給料月額は、別に定める場合を除き、この表の額にかかわらず、156,100円とする。

3 1級の29号給を受ける職員のうち、第13条第1号の規定に基づき、下水道局企業職初任給基準表（別表第3）の試験（選考）欄の「Ⅰ類B」の区分を適用してその受ける号給を決定された者の給料月額は、別に定める場合を除き、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

□ 下水道局企業職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	131,900	226,900	265,800
	2	132,400	228,800	267,600
	3	132,900	230,500	269,400
	4	133,400	232,300	271,200
	5	133,900	234,000	273,000
	6	134,400	235,600	274,900
	7	134,900	237,300	276,700
	8	135,500	238,900	278,500
	9	136,100	240,500	280,400
	10	136,600	242,100	282,300
	11	137,300	243,700	284,100
	12	137,900	245,300	285,900
	13	138,500	246,900	287,700
	14	139,300	248,500	289,400
	15	140,200	250,100	291,100
	16	141,100	251,700	292,800
	17	142,000	253,300	294,500
	18	143,100	254,900	296,300
	19	144,300	256,500	297,900
	20	145,500	258,100	299,600
	21	146,700	259,700	301,300
	22	147,900	261,300	302,900
	23	149,100	262,900	304,500
	24	150,300	264,500	306,100
	25	151,500	266,100	307,700
	26	152,900	267,700	309,200
	27	154,400	269,400	310,700
	28	155,900	271,000	312,100
29	157,400	272,500	313,500	

30	159,000	274,100	315,000
31	160,600	275,600	316,400
32	162,200	277,000	317,800
33	163,900	278,500	319,200
34	165,500	280,000	320,600
35	167,200	281,300	322,000
36	168,900	282,700	323,300
37	170,600	284,000	324,600
38	172,200	285,400	325,800
39	173,900	286,800	327,000
40	175,600	288,000	328,100
41	177,300	289,300	329,300
42	178,800	290,500	330,300
43	180,200	291,700	331,200
44	181,600	292,800	332,100
45	183,000	293,900	333,000
46	184,400	294,900	333,900
47	185,800	295,900	334,700
48	187,200	296,900	335,500
49	188,500	297,900	336,300
50	189,800	298,900	337,100
51	191,000	299,800	337,800
52	192,200	300,700	338,500
53	193,300	301,600	339,200
54	194,800	302,500	339,900
55	196,300	303,400	340,500
56	197,800	304,200	341,100
57	199,300	305,000	341,700
58	200,600	305,800	342,200
59	202,200	306,600	342,700
60	203,700	307,400	343,200
61	205,100	308,200	343,600

62	206,700	308,800	344,000
63	208,200	309,400	344,400
64	209,700	310,000	344,800
65	211,100	310,600	345,200
66	212,600	311,200	345,600
67	214,100	311,800	346,000
68	215,600	312,400	346,400
69	217,000	312,900	346,700
70	218,500	313,500	347,100
71	220,100	314,000	347,500
72	221,400	314,500	347,800
73	222,800	315,000	348,100
74	224,300	315,500	348,500
75	225,800	316,000	348,800
76	227,200	316,500	349,100
77	228,600	316,900	349,400
78	230,000	317,400	349,800
79	231,400	317,800	350,100
80	232,900	318,200	350,400
81	234,200	318,600	350,700
82	235,600	319,000	351,000
83	237,200	319,400	351,300
84	238,600	319,700	351,600
85	240,000	320,000	351,900
86	241,500	320,400	352,200
87	242,900	320,800	352,500
88	244,400	321,100	352,800
89	245,800	321,400	353,100
90	247,200	321,800	353,400
91	248,600	322,100	353,700
92	250,000	322,400	354,000
93	251,400	322,700	354,300
94	252,900	323,100	354,600
95	254,300	323,400	354,900
96	255,600	323,700	355,200

97	256,800	324,000	355,500
98	258,200	324,400	355,800
99	259,600	324,700	356,100
100	261,000	325,000	356,400
101	262,100	325,200	356,700
102	263,400	325,500	357,000
103	264,700	325,800	357,300
104	265,900	326,100	357,600
105	267,100	326,400	357,900
106	268,100	326,800	358,200
107	269,100	327,100	358,500
108	270,100	327,300	358,800
109	271,100	327,600	359,100
110	272,100	327,900	359,400
111	273,100	328,200	359,700
112	273,800	328,500	360,000
113	274,700	328,800	360,300
114	275,500	329,100	360,600
115	276,300	329,400	360,900
116	277,100	329,700	361,200
117	277,800	330,000	361,500
118	278,400	330,300	361,800
119	279,000	330,600	362,100
120	279,600	330,900	362,400
121	280,100	331,200	362,700
122	280,600	331,500	363,000
123	281,000	331,800	363,300
124	281,400	332,100	363,600
125	281,800	332,400	363,900
126	282,200	332,700	364,200
127	282,600	333,000	364,500
128	283,000	333,300	364,800
129	283,300	333,600	365,100
130	283,700	333,900	365,400

131	284, 100	334, 200	365, 700
132	284, 500	334, 500	366, 000
133	284, 800	334, 800	366, 300
134	285, 100	335, 100	366, 600
135	285, 400	335, 400	366, 900
136	285, 700	335, 700	367, 200
137	286, 000	336, 000	367, 500
138	286, 300	336, 300	367, 800
139	286, 600	336, 600	368, 100
140	286, 900	336, 900	368, 400
141	287, 200	337, 200	368, 700
142	287, 500	337, 500	369, 000
143	287, 800	337, 800	369, 300
144	288, 100	338, 100	369, 600
145	288, 400	338, 400	369, 900
146	288, 700	338, 700	370, 200
147	289, 000	339, 000	370, 500
148	289, 300	339, 300	370, 800
149	289, 600	339, 600	371, 100
150	289, 900	339, 900	371, 400
151	290, 200	340, 200	371, 700
152	290, 500	340, 500	372, 000
153	290, 800	340, 800	372, 300
154	291, 100	341, 100	372, 600
155	291, 400	341, 400	372, 900
156	291, 700	341, 700	373, 200
157	292, 000	342, 000	373, 500
158	292, 300	342, 300	373, 800
159	292, 600	342, 600	374, 100
160	292, 900	342, 900	374, 400
161	293, 200	343, 200	374, 700
162	293, 500	343, 500	375, 000
163	293, 800	343, 800	375, 300
164	294, 100	344, 100	375, 600

165	294,400	344,400	375,900
166	294,700	344,700	376,200
167	295,000	345,000	376,500
168	295,300	345,300	376,800
169	295,600	345,600	377,100
170	295,900	345,900	377,400
171	296,200	346,200	377,700
172	296,500	346,500	378,000
173	296,800	346,800	378,300
174	297,100	347,100	378,600
175	297,400	347,400	378,900
176	297,700	347,700	379,200
177	298,000	348,000	379,500
178	298,300	348,300	379,800
179	298,600	348,600	380,100
180	298,900	348,900	380,400
181	299,200	349,200	380,700
182	299,500	349,500	381,000
183	299,800	349,800	381,300
184	300,100	350,100	381,600
185	300,400	350,400	381,900
186	300,700	350,700	382,200
187	301,000	351,000	382,500
188	301,300	351,300	382,800
189	301,600	351,600	383,100
190	301,900	351,900	383,400
191	302,200	352,200	383,700
192	302,500	352,500	384,000
193	302,800	352,800	384,300
194	303,100	353,100	
195	303,400	353,400	
196	303,700	353,700	
197	304,000	354,000	
198	304,300	354,300	
199	304,600	354,600	

200	304,900	354,900
201	305,200	355,200
202	305,500	355,500
203	305,800	355,800
204	306,100	356,100
205	306,400	356,400
206	306,700	356,700
207	307,000	357,000
208	307,300	357,300
209	307,600	357,600
210	307,900	357,900
211	308,200	358,200
212	308,500	358,500
213	308,800	358,800
214	309,100	359,100
215	309,400	359,400
216	309,700	359,700
217	310,000	360,000
218	310,300	360,300
219	310,600	360,600
220	310,900	360,900
221	311,200	361,200
222	311,500	361,500
223	311,800	361,800
224	312,100	362,100
225	312,400	362,400
226	312,700	
227	313,000	
228	313,300	
229	313,600	
230	313,900	
231	314,200	
232	314,500	
233	314,800	

234	315,100
235	315,400
236	315,700
237	316,000
238	316,300
239	316,600
240	316,900
241	317,200
242	317,500
243	317,800
244	318,100
245	318,400
246	318,700
247	319,000
248	319,300
249	319,600
250	319,900
251	320,200
252	320,500
253	320,800
254	321,100
255	321,400
256	321,700
257	322,000
258	322,300
259	322,600
260	322,900
261	323,200
262	323,500
263	323,800
264	324,100
265	324,400
266	324,700
267	325,000

	268	325,300		
	269	325,600		
	270	325,900		
	271	326,200		
	272	326,500		
	273	326,800		
再任用職員		208,100	222,400	242,600

備考 この表は、技能及び業務の職務に従事する職員に適用する。

八 下水道局企業職給料表（三）

号 給	給料月額
	円
1	371,000
2	418,100
3	467,900
4	533,500
5	608,100
6	691,900
7	778,000

別表第一の二中「下水道局企業職給料表級別標準職務表」を「下水道局企業職給料表等級別標準職務表」に改め、同表イの項中「下水道局企業職給料表(一)級別標準職務表」を「下水道局企業職給料表(一)等級別標準職務表」に、

標準的な職務を

標準となる職務に、「係員」を「主事」に

改め、同表ロの項中「下水道局企業職給料表(二)級別標準職務表」を「下水道局企業職給料表(二)等級別標準職務表」に、

標準的な職務を

基準となる職務に、

二級に属しない技能及び業務の職務を

技能主事の職務

に改め、同表の備考を削る。

別表第二の第十号中「場合」の下に「(都又は下水道局等が主催する行事に参加する場合を除く。)」を加える。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二の改正規定は平成二十八年四月一日から、別表第二の改正規定は平成二十八年一月一日から施行する。
 - 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
- (平成二十七年四月一日からこの規程の施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整)

- 3 平成二十七年四月一日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日

までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整)

- 4 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(下水道局企業職給料表等級別標準職務表に定める基準となる職務の特例)

- 5 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成二十年東京都下水道局管理規程第三号)附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされた者の属する平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)以後における職務の級は、切替日の前日においてその者が属する職務の級に対応する切替日における改正後の規程第九条第二項に規定する下水道局企業職給料表等級別標準職務表職務の級の欄に定める職務の級とする。

(給与の内払)

- 6 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

(補則)

- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

●東京都下水道局管理規程第四十七号

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程(昭和四十七年東京都下水道局管理規程第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項の表中「職若しくは」を「職務の職又は」に改める。

第七条第二項第一号中「部長の」の下に「職務の」を加え、同項第二号中「課長の」の下に「職務の」を加え、同項第三号中「課長代理の」の下に「職務の」を加え、「これら」を「これ」に改め、同項第四号中「課長代理の」及び「担任技能長の」の下に「職務の」を加え、「これら」を「これ」に改め、同項第五号中「規定する主任の」及び「技能主任の」の下に「職務の」を加える。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第四十八号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、「課長の」の下に「職務の」を加え、「若しくは」を「又は」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十二・五」に改め、同項第三号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に、「百分の

四十七・五」を「百分の五十」に改める。

第四条の四第一項第一号中「二分の八千十」を「二分の八千四百五十五」に、「二分の一萬五十二」を「二分の一萬七百十六」に改め、同項第二号中「二分の一萬六千」を「二分の一萬七千」に改め、同項第三号中「二分の一萬五千五百」を「二分の一萬六千五百」に改め、同項第四号中「二分の七千九十一」を「二分の八千三百十一」に、「二分の一萬二千五百」を「二分の一萬三千五百」に改め、同号の表下水道局企業職給料表(一)の項中「課長代理の」の下に「職務の」を加え、「これ」を「これ」に改め、同表下水道局企業職給料表(二)の項中「担任技能長の」の下に「職務の」を加え、「これら」を「これ」に改め、同項第五号中「二分の七千三百七十九」を「二分の八千三百十九」に、「二分の一萬一千」を「二分の一萬二千」に改め、同項第六号中「二分の四千二百七十五」を「二分の四千七百二十五」に、「二分の六千」を「二分の七千」に改め、同項第七号中「二分の三千三百八十四」を「二分の三千八百五十四」に、「二分の四千五百」を「二分の五千五百」に改め、同項第八号中「二分の三千四百七十八」を「二分の三千九百四十八」に、「二分の四千」を「二分の五千」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第四項第一号の改正規定(「課長の」の下に「職務の」を加え、「若しくは」を「又は」に改める部分に限る。)及び第四条の四第一項第四号の表の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程(以下「改正後の規程」という。)及び次項の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

(特例措置)

3 平成二十七年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の規程第三条第四項の規定の適用については、同項第一号中「百分の八十五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の百

十」と、同項第二号中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十五」と、同項第三号中「百分の四十」とあるのは「百分の四十二・五」と、「百分の五十」とあるのは「百分の五十二・五」とする。

(内払)

4 この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の規定に基づき平成二十七年十二月に職員に支給された勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

●東京都下水道局管理規程第四十九号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「別表イ、ロ、ハ、ニ、ホ又はへ」を「別表イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ又はト」に改める。

別表へ中「平成二十七年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の調整額期間における職員の区分についての表」に改め、同表第一号区分の項第一号中「以後適用されている」を「から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表第二号区分の項から指定第七号区分の項までの規定中「以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表の次に次のように加える。

ト 平成二十八年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表

第一号区分

一 平成二十八年四月一日以後適用されている東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(以下「平成二十八年四月以後の給与規程」とする。)

程」という。)の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であったもの
二 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の下水道局企業職給料表(三)の五号給から七号給までの給料月額を受けていた者又は同規程第九条の二第三項の適用を受けていた者

第二号区分

一 平成二十八年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて、同規程の下水道局企業職給料表(一)等級別基準職務表四級の項に規定する課長又はこれに相当する職務にあつたもの
二 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の下水道局企業職給料表(三)の四号給以下の給料月額を受けていた者

第三号区分

一 平成二十八年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第一号に該当するものを除く。)
二 平成二十八年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて、同規程の下水道局企業職給料表(一)等級別基準職務表三級の項に規定する課長代理又はこれに相当する職務にあつたもののうち、東京都下水道局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都下水道局管理規程第十号)第三条により統括課長代理に認定されたもの

第四号区分

一 平成二十八年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて、同規程の下水道局企業職給料表(一)等級別基準職務表三級の項に規定する課長代理又はこれに相当する職務にあつたもの(第三号区分の項第二号に該当するものを除く。)
二 平成二十八年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて、同規程の下水道局企業職給料表(二)等級別基準職務表三級の項に規定する担任技能長又はこれに相当する職務にあつたもの

第五号区分

一 平成二十八年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第二号及び第四号区分の項第一号に該当するものを除く。)
二 平成二十八年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて、同規程の下水道局企業職給料表(一)等級別基準職務表二級の項に規定する主任又はこれに相当する職務にあつたもの

第六号区分	<p>三 平成二十八年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて、同規程の下水道局企業職給料表(二) 等級別基準職務表二級の項に規定する技能主任又はこれに相当する職務にあつたもの</p> <p>一 平成二十八年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十八年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第三号に該当するものを除く。)</p>
指定一号区	<p>平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定二号区	<p>平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定三号区	<p>平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定四号区	<p>平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定五号区	<p>平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定六号区	<p>平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定七号区	<p>平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第五十号

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都下水道局長 石 原 清 次

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項第二号中「及び東京都個人情報の保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号) 第二十二條」を「、東京都個人情報の保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号) 第二十二條及び東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号) 第四十五條」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

